
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **資本の特徴を有する金融商品：事例に基づくディスカッション**

本資料の目的

1. 2017年3月のASAF会議では、資本の特徴を有する金融商品(Financial Instruments with Characteristics of Equity; FICE)プロジェクトで検討中の負債と資本の区分アプローチについて、事例を用いてディスカッションを行うことが予定されている。本資料は、当該アプローチについてご説明するとともに、ASAF会議での発言案についてご意見をいただくことを目的としている。

本プロジェクトの進捗状況

2. 現在、IASBは、ディスカッション・ペーパー(以下「DP」という。)の作成のために、すでに認識済みの各種論点について議論を行うとともに、アウトリーチを実施して追加の論点の有無について情報収集を行っている状況である。2017年1月19日現在のIASBの作業計画表では、DPの公表は「6か月以降」とされている。

将来のDPに記載されるガンマアプローチの概要¹

(財政状態計算書における負債と資本の分類)

3. 将来のDPに記載されるガンマアプローチでは、次のいずれかの特徴を満たす義務が負債に分類される。

(1) 清算前に経済的資源を移転する義務(アルファアプローチの負債の定義)

例えば、普通社債は、償還期日に現金を支払う義務があるため負債となるが、普通株式は、企業の清算時まで現金を支払う義務はないため負債ではない。

(2) 残余金額と独立した金額で決済される義務(ベータアプローチの負債の定義)

例えば、普通社債の償還金額は、企業の残余持分²と無関係に決まるため負債となるが、普通株式の金額は、企業の残余持分によって決まるため負債ではない。

¹ 第349回企業会計基準委員会(2016年11月18日開催)での説明を中心に整理している。

² IASBは、義務の金額という特徴を重視して「残余金額(residual amounts)」という用語を用いているが、本資料では理解のために「残余持分」という用語を「残余金額」と同義に用いている。株価は、この「残余金額」に依存(dependent)するものの例であるとされている。

4. 上記のいずれの特徴も有していない請求権は、資本に分類される。例えば、普通株式は第3項のどちらの定義に照らしても負債とならないため、資本となる。

図表1：3つのアプローチに基づく各金融商品の分類

		金額（ベータの特徴）		
		残余金額と独立	残余金額に依存	
(現金等の) 経済的資源の 流出時期 (アルファの 特徴)	清算前	普通社債	公正価値で償還される株式	アルファの 負債
	清算時	株式決済型社債	普通株式	
		ガンマの 負債		
				ガンマの 資本
		ベータの 負債		

(負債に分類された金融商品の区分表示)

5. ガンマアプローチでは、分類の際に、第3項に記載した特徴の1つのみを満たし、もう一方の特徴を満たさなかった負債に対し、財政状態計算書及び財務業績計算書において区分表示が要求される(区分表示の要求事項)³。財務業績計算書では、当該金融商品から生じる収益及び費用をその他の包括利益(OCI)に表示し、将来においてリサイクリングしないこととしている。

図表2：負債に分類された金融商品の区分表示

		金額（ベータの特徴）		
		残余金額と独立	残余金額に依存	
(現金等の) 経済的資源の 流出時期 (アルファの 特徴)	清算前	普通社債	公正価値で償還される株式	区分表示が要求される負債
	清算時	株式決済型社債	普通株式	
		ガンマの負債		
				ガンマの 資本

ディスカッションのための事例

6. 以下の事例において、第3項に基づく分類とその分類に基づく第5項の区分表示の論点を紹介している。

³ 第349回企業会計基準委員会では、それまでのIASBの説明に基づき、ベータの特徴を満たさない負債に対してのみ、区分表示が要求されるとしていた。

負債と資本の分類に関連する事例

(事例1：外貨建新株予約権)

7. すべての普通株主に対し、その持分比率に応じて発行される外貨建新株予約権について検討する。これは、将来の権利行使時に、外貨ベースの固定額と交換に、固定数の自社の普通株式を発行するというものである。

日本企業Aは、すべての普通株主に対し、権利行使時に企業Aの普通株式を1株当たり100ドルで購入することのできる新株予約権を、1株につき1個付与した。

現行のIAS第32号の状況

8. IAS第32号では、企業の資本性金融商品で決済される契約のうち、固定額の現金等（機能通貨ベース）と固定数の資本性金融商品との交換が行われるものは、原則として資本に分類され、そうでないものは負債に分類される（いわゆる「固定対固定（fixed-for-fixed）条件」）。

このため、例えば、普通株式を1株当たり1万円で購入することのできる新株予約権は、資本に分類される一方、第7項の外貨建新株予約権は、円ベースの払込金額が為替レートの影響を受けるため、固定対固定条件は満たされず、負債に分類される。

このような外貨建新株予約権について、複数の国の取引市場で株式上場しているような大企業が実施する外貨建ての株主割当が負債に分類されることは、増資行為の実態を反映しないとの問題点が指摘されていた。

このため、2009年10月のIAS第32号の修正により、株主割当により発行される新株予約権が、行使価格の通貨に関係なく、当該通貨建ての固定額にて発行される場合には、同一の株式区分に属するすべての株主に対して比例的（プロラタ）に発行される限り、これを例外的に資本として分類することとされた（いわゆる「外貨建ての比例的株式割当発行の例外」（IAS第32号BC4A項からBC4K項））。

以上より、第7項の外貨建新株予約権は、**資本**に分類される。

9. また、資本に分類されることから、公正価値の変動があっても事後の会計処理は行われぬ。

ガンマアプローチに基づく対応

10. ガンマアプローチによった場合、以下の検討の結果、第7項の外貨建新株予約権は**負債**に分類される。

- (1) 権利行使の有無にかかわらず、企業が現金等を支払うことはないため、アルファの特徴（第3項(1)）を満たさない。
- (2) 第7項の外貨建新株予約権の金額は、為替レートの影響を受けて変動するため、企業の残余持分とは無関係である。したがって、ベータの特徴（第3項(2)）を満たす⁴。
11. 第7項の外貨建新株予約権は、ベータの特徴（第3項(2)）のみを満たす負債であるため、区分表示の要求事項が適用される。このため、財政状態計算書において、負債の中で区分表示されるとともに、財務業績計算書において、当該外貨建新株予約権から生じる収益及び費用が、リサイクリングされない OCI に表示される。

(事例2：随時、公正価値で償還される株式)

12. 普通株式と同等の特徴を有するものの、随時、保有者の要求に応じ、その時点の自己の普通株式の公正価値と同額の現金で決済する義務がある株式について検討する。なお、企業は償還義務のない普通株式を別に発行しているため、当該株式は最劣後ではない。

企業 B は、株主から買取請求があった場合に、買取請求日の普通株式の株価で買取りに応じる種類株式 1,000 千株を発行した。当該種類株式の公正価値は、普通株式に連動している。

現行の IAS 第 32 号の状況

13. 保有者の要求に応じて現金等により償還する義務は、企業が回避することのできない無条件の義務（IAS 第 32 号第 19 項）であるため、**負債**に分類される⁵。
14. 負債に分類されるため、第 12 項の株式から生じる収益及び費用が、純損益に認識される。

ガンマアプローチに基づく対応

15. ガンマアプローチによった場合、以下の検討の結果、第 12 項の公正価値で償還される株式は**負債**に分類される。

⁴ 仮に、新株予約権が自国通貨（機能通貨）建てで発行されていた場合、権利行使時の払込金額は変動せず、新株予約権の金額は発行する普通株式の株価の影響のみを受けるため、ベータアプローチの負債の定義は満たさない。（厳密には、貨幣の時間価値によっても新株予約権の金額が変動するが、2016 年 12 月の IASB ボード会議において、貨幣の時間価値は、分類の際に考慮しないことが提案された。）

⁵ ただし、当該株式が最劣後になる場合など、一定の条件に該当する場合は、例外的に資本に分類される。これは、一般に「プッタブル金融商品の例外」と呼ばれている（IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項）。

- (1) 企業は、現金を支払う義務を負っているため、アルファの特徴を満たす。
 - (2) 第 12 項の株式の公正価値は、普通株式が表章する残余持分の価値を反映するため⁶、ベータの特徴は満たさない。
16. 第 12 項の株式は、アルファの特徴のみを満たす負債であるため、区分表示の要求事項が適用される。このため、財政状態計算書において、負債の中で区分表示されるとともに、財務業績計算書において、第 12 項の株式から生じる収益及び費用が、リサイクリングされない OCI に表示される。

ASAF 会議での発言案

17. IASB から ASAF メンバーに対し、次の質問が寄せられている。
- (1) 紹介した事例は、将来の DP に記載されるアプローチを適用した結果として、金融商品がどのように分類及び表示されるのかを明らかにしているか。
 - (2) これらの事例をより有用にするための何らかの提案は他にあるか。
18. これらに対する ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。
- (1) ガンマアプローチは、アルファとベータの組み合わせにより負債と資本の区分を行うものである。このアプローチは、IAS 第 32 号の現行の取扱いを説明する点では有効かもしれないが、概念フレームワークにおける負債及び資本の定義への影響を考えると、2 つの異なる切り口を組み合わせるべきではないと考える。アルファの特徴のみを満たす負債とベータの特徴のみを満たす負債では、その性質は全く異なると考えられることから、両者を一まとめに負債とすることで、負債と資本の区分の特徴を説明することが困難となると考えられるためである。
 - (2) 第 5 項の区分表示の要求事項により、アルファの特徴とベータの特徴のいずれか一方の特徴のみを満たす負債から生じる収益及び費用は、リサイクリングされない OCI に計上されることになる。純利益に含まれるものと OCI に含まれるものを峻別するためには理論的根拠が必要であるが、現状、概念フレームワークにおいて純利益が定義されておらず（概念フレームワークの改訂においても純利益を定義する予定もなく）、上記のような区分表示をするための理論的根拠が欠如している状況である。このため、提案されている区分表示を行うにあたっては、

⁶ 第 12 項の株式は、普通株式にその時点での株価による償還義務（買取請求権）を付与しているに過ぎず、当該償還義務（買取請求権）の公正価値は常に零である。

その前提として純利益の定義が必要と考える。

ディスカッション・ポイント

ASAF 会議での発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

(別紙) その他のガンマアプローチの適用事例

1. 以下の事例についても、2017年3月のASAF会議で紹介される予定であるが、我が国における事例が比較的多くないと考えられることから、別紙としている。

負債と資本の分類に関連する事例

(事例3：累積的優先株式)

2. 払込金額に対する一定割合の優先配当を毎年支払う優先株式について検討する。ただし、企業は、当該優先配当の支払を無期限に延期することができる。未払配当については、未払期間にわたって複利計算される。当該優先株式（未払配当を含む。）は、企業の清算時に普通株式よりも優先的に償還される。

企業Cは、優先株式1,000千株を発行価格10,000円/株で発行した。配当は年10%であるが、その支払時期は企業の裁量により決められ、無期限に延期することができる。当該株式は、清算時には普通株式に優先する。この際、繰延べられた配当も含めて償還される。

現行のIAS第32号の状況

3. 企業は、企業の判断で優先配当を無期限に延期することができるため、現金等を引き渡すことを回避できる無条件の権利（IAS第32号第19項）を有していることになり、**資本**に分類される。
4. 資本に分類された場合、公正価値の変動について、事後の会計処理を行わない。

ガンマアプローチに基づく対応

5. ガンマアプローチによった場合、以下の検討の結果、第2項の優先株式は**負債**に分類される。
 - (1) 第2項の優先株式は、企業の裁量で優先配当の支払を無期限に延期することができるため、実質的には現金を支払う義務を負っていない。したがって、アルファの特徴を満たさない。
 - (2) 第2項の優先株式の金額は、契約上定められた優先配当及び優先償還の金額によって決定するため、企業の残余持分と独立しており、ベータの特徴を満たす。
6. 第2項の優先株式は、ベータの特徴のみを満たす負債であるため、区分表示の要求事項が適用される。このため、財政状態計算書において、負債の中で区分表示されるとともに、財務業績計算書において、当該優先株式から生じる収益及び費用が、リサイクリングされないOCIに表示される。

負債の表示方法に関連する事例

(事例4：自社の普通株式に係る買取請求権)

7. 普通株主又は第三者に対して発行する自社の普通株式に係る買取請求権について検討する。これは、保有者が権利行使日に権利行使した場合に、固定数の企業の普通株式を固定額の現金で当該企業が買取るというものである。

企業Dは、取引先Eに対し、権利行使日に企業に対して買取請求を行った場合に企業Dの普通株式を1株につき10,000円で買取る買取請求権を1個当たり500円で付与した。

現行のIAS第32号の状況

8. 買取請求権は資本に認識される。また、将来の買取金額（償還金額）の現在価値を負債として認識する（IAS第32号第23項及びIE30項、償還義務の要求事項）。この場合、当該負債の金額を資本から振り替えることとされているが、事後の会計処理も含め、詳しい記載はIAS第32号に記載されておらず、実務に多様性が生じている点が問題となっている。

ガンマアプローチに基づく対応

9. 本事例と同様の内容について、2017年2月のIASBボード会議で議論される予定であるが、IASBスタッフの提案では、前項に記載した償還義務の要求事項をガンマアプローチでも引き継ぐこととされている⁷。
10. 第7項の買取請求権は、アルファ（現金を払う義務がある。）及びベータ（買取金額は契約で決まっている。）の両方の特徴を満たす負債となるため、区分表示の要求事項は適用されない。このため、当該買取請求権から生じる収益及び費用が、財務業績計算書において純損益に表示されることとなる。

以上

⁷ 第7項の買取請求権が付与されると、買取請求権の対象となる普通株式が付与時点の公正価値で認識が中止され、将来の買取金額（償還金額）の現在価値と残余部分（現金による買取りを請求するか、失効させるかを選ぶ権利（選択権））が次の仕訳のように認識されるとしている。

(借方) 普通株式	×××	(公正価値)
(借方) 現金	×××	(買取請求権の対価)
(貸方) 償還義務	×××	(買取金額の現在価値)
(貸方) 選択権	×××	(貸借差額)

第10項に記載のとおり、ガンマアプローチによった場合、償還義務は、アルファアプローチ、ベータアプローチの下で負債の定義を満たすことから負債に分類され、選択権については資本に分類される。詳細については、2017年2月のIASBアジェンダ・ペーパー5C「資本の中の会計処理」第34項から第51項までを参照のこと。